

(参考7)モデル事業実施自治体の具体的取組事例

【野洲市】市民相談総合推進委員会設置要綱(抄)

(協議事項)

第2条 委員会は、市民相談に関する次に掲げる事項について協議する。

- (1) 問題の解決のためのネットワーク形成及び具体的な対応策に関すること。
- (2) 啓発活動に関すること。
- (3) 委員の知識習得、相談対応、支援策等の技術向上に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、問題解決のために必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、市民部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部市民生活相談課において処理する。

別表(第3条関係)

政策調整部 企画調整課職員

総務部 人事課職員

総務部 人権施策推進課職員

総務部 人権センター職員

総務部 野洲地域総合センター職員

総務部 市民交流センター職員

総務部 税務課職員

市民部 生活安全課職員

市民部 協働推進課職員

市民部 市民生活相談課職員

健康福祉部 社会福祉課職員

健康福祉部 障がい者自立支援課職員

健康福祉部 地域生活支援室職員

健康福祉部 こども課職員

健康福祉部 子育て家庭支援課職員

健康福祉部 家庭児童相談室職員

健康福祉部 高齢福祉課職員

健康福祉部 健康推進課職員

健康福祉部 保険年金課職員

都市建設部 住宅課職員

環境経済部 環境課職員

環境経済部 商工観光課職員

環境経済部 上下水道課職員

教育委員会 教育総務課職員

教育委員会 学校教育課職員

教育委員会 人権教育課職員

教育委員会 生涯学習スポーツ課職員

野洲市地域包括支援センター職員

野洲市子育て支援センター職員

ふれあい教育相談センター職員

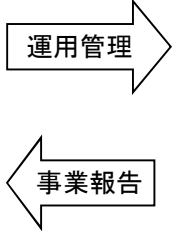
野洲市発達支援センター職員

【高知市】総合相談窓口の運営体制

運営協議会

- 代表(市健康福祉部長)
- 副代表(市社協事務局長)
- 事務局長(市職員兼務)
- 事務局長次長(市社協職員兼務)
- 構成団体
 - 高知市
 - 高知市社会福祉協議会
 - ハローワーク高知
 - こうち若者サポートステーション

実施体制の運用管理, 円滑な支援に向けた組織体制管理



高知市生活支援相談センター

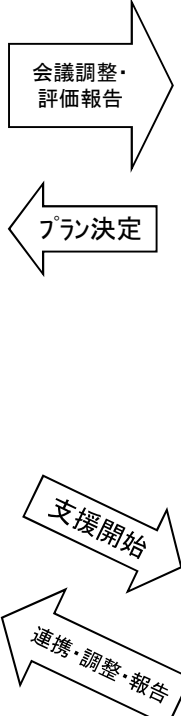
センター長	相談・支援担当①
副センター長	相談・支援担当②
	相談・支援担当③
	相談・支援担当④
	相談・支援担当⑤
	経理・庶務担当

スタッフ, 事務職は運営協議会が雇用する職員
センター長は市職員が兼務
副センター長は市社協職員が兼務

支援調整会議の調整
対象者本人と協働し支援プラン(案)の策定
関係機関のネットワークづくり
社会資源の開発
支援終了後における見守りやフォローアップ
帳票管理, データベース

連携・調整

高知市社会福祉協議会



支援調整会議体制

- 高知市 ●市社協
- 市民児協連合会 ●ハローワーク高知
- こうち若者サポートステーション
- 高知県医療ソーシャルワーカー協会
- 対象者本人(必要に応じて)

センターが策定した支援プラン(案)の協議, 調整, 確認を行う
支援決定については市が行う
支援プランの見直し
支援の実施, 評価
社会資源の開発等

支援実施機関

- 高知市 ●市社協
- ハローワーク高知
- こうち若者サポートステーション
- その他のサービス提供事業者

決定した支援プランに基づき支援を実施

○ 総合相談窓口の開設場所

